

業務の運営に関する規程（平成28年8月17日制定）

事業所名 公益財団法人みやぎ林業活性化基金
宮城県林業労働力確保支援センター
無 料 職 業 紹 介 所

第1 求 人

- 1 本所は、宮城県内における林業の職業紹介に関する限り、いかなる求人の申込みに
についてもこれを受理します。
ただし、その申込みが法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働
条件と比べ著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により申
込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールによる申
込みでも差し支えありません。
- 3 求人票には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ明示して
ください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付
又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじ
めこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、宮城県内における林業の職業紹介に関する限り、いかなる求職の申込みに
についてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職の申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票により申込みください。直
接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールによる申込みでも差し支え
ありません。
- 3 常に、日雇いの又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の
登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致し
ます。

第3 紹 介

- 1 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、
そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致しま
す。
- 2 求人者の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間そ
の他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用

により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、本所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行ってください。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等から苦情があった場合には、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者双方から本所にその報告をして下さい。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6か月以内に解職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に報告してください。
- 3 本所は、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求人者又は求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本所の取扱職種の範囲は、宮城県内における林業の職業に限定するものです。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されておりますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

（最終改正 令和5年6月23日）

代表者 公益財団法人みやぎ林業活性化基金
宮城県林業労働力確保支援センター
理事長 大内 伸之